

(公印省略)

交推協第110号
令和2年12月24日

大分県交通安全推進協議会委員・幹事
各市町村交通安全推進(対策)協議会長 殿
各 振 興 局 長

大分県交通安全推進協議会
会 長 広 瀬 勝 貞

歩行者に対する基本的な交通ルールの周知について(依頼)

皆様方には、平素から交通安全対策の推進に格別のご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当協議会では、従前から「横断歩道でのマナーアップ」を皆様に呼びかけてまいりましたが、依然として県下では歩行者が犠牲になる重大事故が後を絶たない状況で、本年(12月23日現在)の交通事故による死者のうち、4割以上(42名中18名)は歩行者で、そのうち約8割(18名中14名)は道路横断中に被害に遭ったものです。

こうした現状を踏まえ、歩行者が犠牲となる交通事故は、ドライバーだけでなく、歩行者も交通ルールとマナーを遵守することが重要であることから、別添のとおり、大分県警から当協議会に協力依頼がありました。

つきましては、歩行者の交通事故防止対策として、歩行者に対する基本的な交通ルールを周知し、自らの安全を守るために、

- 手を挙げる・差し出す、運転者に顔を向けるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝えること
- 安全を確認してから横断を始めること
- 横断中も周りに気をつけること
- 交通マナーを守り、スムーズな横断に努めること

について、あらゆる機会を通じて広報していただくとともに、職員の皆様にもお知らせいただきますようお願い申し上げます。

事 務 局

大分県生活環境部生活環境企画課

交通安全推進班 担当：平川太一

TEL：097-506-3062 FAX：097-506-1741

E-MAIL：hirakawa-taichi@pref.oita.lg.jp